

大分県バドミントン協会表彰規程細則

表彰規程第2条3項の(3)その他理事会において適当と認めた者とは、次の基準に該当する者とする。

- 1 該当する大会
公益財団法人日本バドミントン協会が主催する第1種大会とする。
- 2 成績
上記大会の3位以内の入賞者
- 3 国際大会については、大会の規模等を勘案のうえ、理事会で審議し決定する。
(原則8位以内の入賞者について審議する。)
- 4 資格
表彰該当者は、当該年度の本会会員を対象とする。

附則

この細則は、平成23年5月15日から実施する。